

第6回

(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会

令和2年7月15日

午後 7 時開会

○佐久間介護予防・地域支援課長 皆様、こんばんは。定刻になりましたので、第 6 回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、お足元の悪い中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、事務局の世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課長の佐久間でございます。議事に入る前までの進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、委員会の開催に先立ち、世田谷区長、保坂展人より御挨拶申し上げます。

○保坂区長 皆様、こんばんは。久しぶりに検討委員会を開催ということで、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

昨年度から、検討会で議論させていただいて、世田谷区らしい、また認知症の当事者の方の声も、しっかりお聞きし、意見交換しながら条例をつくっていくということ、大変いい形でスタートができたものと思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、認知症の当事者の方、また認知症カフェなどの活動をされている方は、集う場を開くことができなかつたり、なかなかコンピューター会議システムでというわけにいかないところがあると思いますので、人間関係を確かめたり、温もりや温かみ、そしてお互いの生き方をぶつけ合いながらやってきたことができなくなるというのは、大変この条例にとっても試練の期間でございました。

今日、幸いこうして集まることができましたので有効に生かし、事務局が作った案を少し前へ進めたいということでございます。ぜひこの条例が良いスタートをできるよう、皆さんの知恵、そして御意見で、よりレベルアップをしていくということを心から望みまして、皆様に大変お世話になったという御礼を最後に重ねまして御挨拶いたします。ありがとうございます。

○佐久間介護予防・地域支援課長 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

《資料確認》

本日は、第 4 回検討委員会に引き続き、認知症の御本人及びパートナーのお立場から 6 名の皆様に御参加いただいております。御紹介させていただきます。

〇〇様でございます。パートナーの〇〇様、同じくパートナーの〇〇様。

続きまして、長谷部泰司様でございます。パートナーの工藤幸子様でございます。同じく、パートナーの鈴木章子様でいらっしゃいます。

最後に、藤原郁子様でございます。

また、先ほど御挨拶をいたしました但、区長が同席いたしますので、改めて紹介させていただきます。世田谷区長保坂展人でございます。

その他事務局職員、政策企画課職員も同席させていただいております。

続きまして、出欠の委員でございますが、本日、桜新町アーバンクリニック院長の遠矢純一郎委員より御欠席の御連絡をいただいております。そのほかの委員の方につきましては全員出席となっております。

この後は次第の2、議事に移らせていただきますが、本日は新型コロナウイルス感染症防止の観点から、座席等の配置等は可能な限り密にしませんよう距離を取っております。また、換気のため、窓等を開放していることを御協力お願いいたします。

それでは、進行を大熊委員長にお願いいたします。

○大熊委員長 ご苦勞さまでございました。

それでは、(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(素案)の検討について事務局から資料の説明をお願いします。

○佐久間介護予防・地域支援課長 では、事務局から、こちらの条例の素案の御説明をさせていただきます。

5月27日に第5回条例検討委員会の資料を送らせていただき、皆様から事務局案の条例素案について御意見を賜りました。いただきました意見につきましては、大熊委員長と相談させていただき、6月16日に事務局の考え方等を皆様へメールで送付させていただいたところでございます。本日、皆様のお手元にあります条例素案は、委員会での議論と並行して庁内の法規に関わる担当部署と調整を行い、文言の整理も行ったものでございます。

資料1は、皆様の御意見と文章の整理を反映した条例素案の全文でございます。

資料2は、条例骨子案からの主な変更箇所とその理由を説明させていただいているものでございます。

資料3は、条例素案と条例骨子案との対照表でございます。皆様の御意見を反映した箇所については、目印としまして塗り潰してございます。

資料4は、6月16日に皆様宛てにメールを送付しました皆様の御意見と事務局の考え方の資料でございます。本議題では、条例素案について御議論いただき、確定してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○大熊委員長 ありがとうございます。それでは、骨子案から素案への主な変更箇所とその理由について、御説明をお願いします。

○佐久間介護予防・地域支援課長 では、主な変更箇所の理由につきましては資料2に記載しておりますけれども、本日は資料3の条例素案と条例骨子案の

対照表で御説明をさせていただきたいと思えます。

左側に条例素案、右側に条例骨子案という形になっております。塗り潰しの箇所につきましては、第5回検討委員会での委員意見による変更箇所となっております。それ以外の下線につきましては、言葉の訂正や、法規に関わる担当部署との調整により変えている部分等でございます。

まず、前文についての御説明でございます。2ページ目の2行目になります。骨子案から素案の変更ではございませんが、第5回の検討委員会で「区に住んできた人を含め」というところについての意見がございました。ここの表記につきましては、第4回検討委員会での区民の定義の中で、「認知症と診断されるまでは区民だった人」という文言がありました。こちらの文言を区民の定義から外しまして、条例前文の中で「区に住んできた人を含め」というような形にしております。

続きまして、第1条「目的」についてでございます。認知症とともに生きる人を含め、全ての区民を対象とした条例であることが分かりやすいように表現を改めるとともに、条例の名称との整合性や重複した文言などを整理させていただきました。

なお、皆様へ事前に資料をお送りさせていただきました後、事務局で再度文言の整理をさせていただいた部分がありますので、読み上げさせていただきます。

第1条「この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。」にさせていただきました。

続きまして、第3条「基本理念」についてでございます。第3条第1項について、区民意見募集（パブリックコメント）におきまして、本人は希望を持っていないのかというような趣旨の御意見がありました。希望を持っていないという誤解を生じさせないために「生きる希望をもつことができ」から「生きる希望を持ち」に修正しております。

第4条「区の責務」についてでございます。第1項は、第16条の表記と統一し、「認知症施策を総合的に推進する」と趣旨は変えずに文言を整理させていただきました。

続きまして、第5条「区民の参加」についてでございます。第3項の「パー

トナー」という文言につきまして、こちらも区民意見募集において意味が分かりにくいという趣旨の御意見がありましたので、説明を補足させていただき、「区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つように努めるものとする。」と変更しております。また、同じ「パートナー」という表記につきましては15条4項にも記載しておりますので、15条も修正し、文言を整理しております。

骨子案から素案の変更ではございませんが、検討委員会の中では、第5条の見出しにつきまして「区民の役割」を「区民のできること」、また、第4項では「本人は、区民等に発信するよう努めるものとする」を「発信することができる」という提案をいただいております。この部分につきましては、区の内部でそのような趣旨を汲み取り、条文として可能かどうか検討させていただいております。区で定める条例につきましては、やはり区民へ行ってほしいものを求めるものであり、この認知症条例につきましても例外ではございません。第4項の表現では「努めるもの」としてありますが、記載してありますとおり、「自らの意思により」ということで「自らの体験、考え、意見等」を発信してもらいたいと求めているものでございます。「努めるもの」という硬い表現を易しい言葉で表現できないかということで検討いたしました。御提案いただいている「できる」というような表現ですと、この条例がなければできないような誤解も生じるということがございました。最終的には、見出しを「区民の参加」とさせていただき、「努めるもの」の表現につきましては、ほかの部分の兼ね合いもあり、こちらでまとめさせていただきました。

続いて、第10条「認知症への備え等の推進」についてでございます。こちらについては、分かりやすい表記とするため、重複な部分の文言を整理させていただいております。

次は、第13条「相談体制の充実及びその支援」についてです。見出しと条文内容が合致するような文言で整理をさせていただいております。

続きまして、第16条「認知症施策の総合的推進」についてでございます。こちらは、本条例に関する法令につきましては老人福祉法、介護保険法だけではなく、社会福祉法や現在継続審査中でございます認知症基本法案など種々ございますので、法令を所管する部署と検討を重ね、分かりやすい表記として文言を整理いたしました。

なお、地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律が6月12日に公布されたことを受けまして、介護保険法の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項により、第2条1項1号の認知症の定義につきましても、表記が変わる予定がございます。その場合、変更する可能性があることを御承知おきください。

続きまして、第18条「世田谷区認知症施策評価委員会」についてでございます。8ページ目になります。こちらにも区民意見募集（パブリックコメント）や委員からの意見の中で、施策の検討の際には本人や家族の視点に立つことや、参画の必要性という趣旨の御意見がございました。第5項において、本人及びその家族の御出席を求め、意見を聞く旨を新たに記載させていただいております。

主な変更点は以上でございますが、このほか句読点など趣旨を変えずに文言を整理いたしました箇所が幾つかございます。そこが下線を引いてあるところでございます。

ただいま御説明いたしました今回の素案につきましては、5月末に皆様にお示しし、6月にいただきました意見を反映させていただいたものでございます。事務局といたしましては、こちらの条例素案を御承認いただき、確定してまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

○大熊委員長 ありがとうございます。

それでは、骨子案から素案に格上げたわけですけれども、本議題につきまして、どなたでも手をお挙げくださいまして、御意見をお述べくださいませ。

○長谷川委員 この委員会にも御本人が3名いらっしゃるという事実があるというところから、認知症施策評価委員会に関して、僕は非常に気になっていまして、8ページの第18条第3項が、評価委員は深い理解と識見を有する者となっていて、第5項で必要があると認めるときは、本人及びその家族に意見を聴くということですね。ということは、基本的に御本人が評価委員会の中に入っていないというか、呼ぶという形だと思います。この検討委員会にも、ご本人がいらっしゃるという事実があるということ踏まえると、特定の人が続けるかどうかは分かりませんが、評価委員の中にも一緒になって議論していくというような文言が僕は必要ではないかなと思います。

○大熊委員長 この御意見について、補足または賛成、反対、いかがでしょうか。

確かに、御本人が識見を有する者じゃないなんていうことはあり得ないわけで、御本人のことを経験専門家というふうにはこの頃は言い表すこともありますので、大事な御指摘をありがとうございます。

長谷部さんは、必要なときに呼ばれるのではなくて、いつもこのメンバーの中にいらっしゃるほうがいいとお思いになりますか、それとも呼ばれたときだけ行くほうが良いと思われませんか。

○長谷部氏 このメンバーの中に入っているほうがいいと思います。

○大熊委員長 それでは、藤原さんは、必要なときに呼ばれるのがいいか、こ

のメンバーの中に専門家としていらっしゃるほうがいいか、どのようにお思いになりますか。

○藤原氏　メンバーとしていさせていただいたほうがいいと思います。

○大熊委員長　ありがとうございました。

では、〇〇さんは、いかがでございましょうか。呼ばれたときだけ来るのと、このメンバーの中に入っているのと。

○当事者A　至らないことがいっぱいありますが、勉強させていただく意味では、ここに参加させていただけるとありがたいと思います。

○大熊委員長　ということで、このことに御異議のある方はいらっしゃいますか。

御異議はないように思いますので、この表現をちょっと工夫していただけたらと思いますが、事務局はどのように思われますか。

○佐久間介護予防・地域支援課長　ほかの会議体ですと、団体を代表して委員をお受けいただくことが多いですけれども、御本人の団体というのが今のところなく、事務局が今日ご出席いただいた皆様にお声かけさせていただいたというところがございます。評価委員会に入らせていただくことは、いいのですが、代表というような立場で入られるのかどうかというところは、少し御議論が要るのかなと存じます。以上でございます。

○長岡委員　先ほど長谷川先生からも初めのほうでお話があったかと思いますが、御本人の方々も、その時々によつての調子もあるところと、課長が申しましたとおりの理由で、今の表現となっております。表現については、どのような形があるのか工夫をさせていただきたいと思います。こちらの思いとしては、常に来ていただくような形で思っていますので、そこのところは御理解いただければなと思います。

○長谷川委員　思いなどについては、僕も異論はありませんが、要するに、一緒にやっているという表現にどのようにするかだと思っています。なので、委員会の中にお呼びするというのとは一緒にという色合いがちょっと薄く感じます。特定の人はずっと来るかどうか、そこの工夫は恐らく必要だというふうには、思いますが、一緒にやるというところで常に委員の中にはいらっしゃるという前提があればというところが非常に重要なことと思っています。お気持ちは僕も分かっているところです。

○大熊委員長　この「本人及びその家族その他の」「本人及びその家族」というところを取ってしまつて、「審議のため必要があると認めるときは、関係人の出席を求めることができる」というようにすれば、何か本人を特別扱いにしないほうが、これまでの議事の流れの中でも、このお三方がすごく大事なことを言ってくださつて進んでいるという経緯があると私は思うのですけれども、

何か本人は別よ、事情によっては呼びますよというのは、この条例の根幹に関わるような気が私はしています。

世田谷の条例について話してくださいと言われて、人々が非常に感心してうなづくのは、これを検討するメンバーの中にお三方が入っていらっしやって、こんな話をしてくださってということと言うと、非常にみんな感銘を受けるところがあります。これは「私の希望ファイル」と同時に、この条例の中のとても重要な考え方のように私は思うのでございます。そのため、関係人というのを残しておけば、ほかの関係者を呼ぶのは妨げることはないので、本人を特別扱いというのは私はあまり賛成できないということでございます。

何か西田さん、うなずいておられます。

○西田委員 今お話を伺ってしまして、ここはやはりこの条例の一番重要なところの一つじゃないかなと思いました。世界的にも、当事者の方々が参画して協働によって施策をつくり上げるということがスタンダードになってきています。20年ぐらい前ですと、当事者の方の御意見を賜って委員会で決めるというやり方でしたけれども、そういうやり方はいろんな意味で効果が薄いということが分かってきて、やはり本当にメンバーとして貴重な経験を生かした御発言をいただく、そういうプロセスに関与していただくということは非常に価値が大きいので、それに対するこの評価委員会なりの本気度というのは、この部分の記載に表れてくる可能性があるなと思えます。どう書くのがいいのかちょっと難しいところはありますけれども、常に評価は当事者の方の視点に立って行っていくという、そこは死守すべきポイントじゃないかなと思えます。

あともう一つだけ言うと、当事者の方の体調のこともよく言われますが、それについては運営の仕方のノウハウの問題であって、当事者の方の体調の問題ではないとよく言われます。だから、継続して今日は調子が悪いというときももちろんあるでしょうけれども、そのときであっても、複数の方が必ず委員会におられて、意見を表明してくださるということが大事な点で、運営の仕方が問われているという認識を持ったほうがよろしいかと思えます。

○大熊委員長 ほかにどなたか御意見が。

○田中委員 田中でございます。読んでいて、ああ、とてもあったかいなど、何か言葉の全ての中にあったかさが出てきた条例案でとてもうれしいなと思っております。

ただ、一つ私がちょっと気になっていましてところがあります。それは、御本人が御本人らしく生きていくということが全面的に条例の支柱になっている。そのためにはどうしたらいいのかという方法論についてですが、今、成年後見等の認知症の方々を、どうやってその方々の意思を理解するのかということで、意思決定支援という言葉が非常に出回っております。ところが、意思決定支援

の方法論というのは、いろんなどころでいろんな模索をして、意思決定をどうやって支援したらいいかという方法論がいろいろな形で出ているんですけども、これが間違いなく正しいんだ、これがいいんだというものは、まだ決定的なものは何も出ておりません。

今ここに御参加していらっしゃる御本人様たちというのは、まだ御自分の意思を十分に皆さんに伝えることができる方々です。ただ、私が仕事でこの20年間お付き合いさせていただいた方には、最初はお元気な方がだんだん意思をうまく表明できなくなり、最後は、こちらが声かけしても、その言葉も理解できない方もいらっしゃるようになります。でも、認知症になってしまわれた方々というのは、その程度は必ずしも軽い方ばかりではなくて、関係者がその方の意思を理解しようと思っても、言葉でも理解できなくなる方もいらっしゃる。それでも、その方々とともに、この世田谷区で生きていって、その方が自分らしく生きていけるための施策をつくるんだったら、やっぱり意思決定支援の仕方というの、区も勉強してほしいなと思うんですね。

ここに第11条意思決定の支援等があるんですけども、「私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する」とか、「区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設ける」と書いてあるんです。では、区は全部意思決定支援の方法を、これが正しいんだというのをお分かりになっているのかなど。そこが分かっていないんですよ。誰も正しいものというのが分からない。今模索中なんだから、区も、やはり勉強していくことが必要だと思います。区民と一緒に、また御本人と一緒に、みんなで勉強していこうよという同じ目線で物事を考えて前へ進んでいく努力をしようという、やっぱり意思決定支援の中に区が行うことも入れなきゃいけないんじゃないかなど。区民だけに学ぶ機会を与えても、学ぶ機会を与えるために、教える立場の人が分かっているんですかというのと、私も一生懸命意思決定支援の勉強を何年間もずっとやってきていますけれども、やっぱり思うようなことができません。いろんなどころで講習会とか講演会とかもやらせてもらっていますけれども、自分がこれで正しいんだなんて思ったことは一度もないです。

だから、私の希望ファイルというのはとても大事なんですけども、私の希望ファイルだけでは、その方の意思を最後には推測できないことがいっぱいあります。人間は、やっぱりそのときに思ったことから、だんだん環境が変われば自分の意思だって変わっていくので、私の希望ファイルに書いてあったことが全部なのかというのと、そうではないわけです。だから、その場の今の御本人様がどんなことを思っているんだろうというのは、希望ファイルもそう、それからその方の関係者の方からのお話もそう。それから、その方の表情とか、言葉では出てこないけれども、いろんなもの、雰囲気とか、その中でみんな

考えなきゃいけないことなので、この意思決定の支援のところは、もう1個、区と一緒に区民や御本人たちとみんな意思決定のよりよい方法も考えていこうという、そこが何か欲しいと私は思いました。

○大熊委員長 具体的にどんな文言をここに挿入するとしっくりいくでしょうか。項目を作るなど。

○田中委員 付け焼刃なので、いい言葉ではないのかもしれないですけども、御本人様が安心して自分らしく暮らすことができるためのその方の意思を尊重する方法を随時検討していくとか、模索していくとか、何か今言葉がうまく出ないんですけども、そういう区の努力していくという何か指針みたいなものをここにに入れていただければなと思っております。

○大熊委員長 どなたか御意見がおありでしたら、どうぞ手を挙げてください。

○和気委員 今の田中先生の御提案については、例えば第11条が「区は、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する」というこの非常に短い一文だけになっていて、私の希望ファイルもすごく重要だと思うんですけども、それだけでは多分不十分であるし、それをどうやって活用していくかみたいなこともここには含まれていると思うんですけども、この「等」というのを生かしながら「等を積極的に支援し」という文章に、その後今、田中先生がおっしゃったような本人が、その後区、ともどもに、御本人にとって最も有効な支援のあり方を模索するとか、何かちょっとその後にくっつければ、この一文がちょっと短過ぎて、これしかないみたいな誤解を招きかねないので、実際にはもっともっといろいろな場面で、医療の現場でも常に模索されているし、成年後見の場でも常に誰もが悩みながら多分やっていると思うので、そのあたりのことをこの一文の中に入れていただくというのはいいのかなと思いました。

あともう1点。先ほどの第18条第3項の件について、委員長がおっしゃっていたことと関連して「深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員」というような文章がありますけれども、当事者の方もパートナーの方も、もともと委員であるという捉え方をしておけば問題ないという認識でよろしいでしょうか。という前提で議論すれば、その後の関係者を呼ぶことができるという、その関係者の中には本人もいれば、そうじゃない人もいれば、いろんな人が入り得るんですけども、本人の方がもともと委員として普通に参加していれば何の問題もないという理解でよろしいでしょうか。そこだけちょっと確認させてください。

○大熊委員長 そのとおりです。とりわけ御本人だけを特別扱いしないほうがよいのではないかという考えですね。

○和気委員 ありがとうございます。確認でした。

○大熊委員長 ほかにいかがでございましょうか。

○田中委員 今回の和気先生のお話で、その意思決定支援のところで「私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する」という、その後に模索をしていくという支援の仕方があったんですが、私は逆だと思います。支援の仕方を模索する一つの方法として、私の希望ファイルもその模索の一手段であるというものであって、さっき言ったように、ほかにもいろんな御本人様の表情とか関係者さんのこれまでの体験で、御本人がこういうときは嫌だという意味だよとか、こういうときはこういうふうにしたんだよという意味だよとか、いろんな方のお話も聞かせていただいたりとか、私の希望ファイルは一方法だと思いますので、そういう形で希望ファイルのほうを後段に入れていただければなと思います。

○大熊委員長 ほかにどうですか。では、この項目で少し。

私の希望ファイルについてはまた最後のところで、先ほど実は作業部会でかなりもんだところで、これ（作業部会の意見を貼った模造紙）がその検討の足跡なんですけれども、西田先生などは今の御意見についてはどういうふうに思われますか。

○西田委員 田中先生の御指摘というところをきちんと踏まえていくためにも、私の希望ファイルの中身ということについてしっかりと議論を深めていくことが大事ではないかなと思います。

後で作業部会の御説明をさせていただくところがあるかとは思いますが、私の希望ファイルはいわゆる書式を埋めていくようなものではなくて、非常に大事な国際的なコンセンサスとしては、その人のお気持ちや希望についてのコミュニケーションを続けるということが趣旨ですね。先生がおっしゃるとおりで、人によってまた変わっていく可能性もありますし、また、その人の理解が深まったことによって、より適切な希望が見えてくるかもしれませんし、そういう継続的な私の希望ファイルの活用なり、更新なり、そういうものを通して本当に難しい局面もあります意思決定についての区民の理解を深めていく。書式の完成を目指すのではなくて、そういう私の希望ファイルを端緒とした認知症に対する考え方、社会変革や意思決定のあり方の理解の深化というところを目指すソーシャルアクションのようなことを目指すということが先ほどの作業部会の議論では出てきているところでございました。

○田中委員 私の希望ファイルの定義というのが2条の6号に出ているんですけれども、これは「認知症になる前及びなった後において自らが希望する生活に係る意思決定を行い、これを繰り返し書き記す過程及びその文書をいう。」というので、私の希望ファイルというのは、あくまでも御本人が作成しているものですよね。

○西田委員 この文だと、そういうふうに読み取られますよね。

○田中委員 だから、今、西田先生がおっしゃっているのとはちょっと違うので、ここにもうそういう定義が出てきちゃっていますから、ここだと本人が書ける間はこれを書くということですよ。そうすると、書けなくなっちゃうことは結構ありますので、その後も御本人の意思決定支援というのはしなきゃいけないわけです。

ですから、私が申し上げているのは、こうやって文章に書ける間って、または文書に書けるということは御本人の意思もそれなりに判断する言葉が出てきますからできるんですけども、文章が書けなくなる、言葉が出なくなっちゃうというときの意思決定支援というのは絶対必要で、そうでなければ、それがなければ、御本人らしくて自分らしく生きることができないので、そのこの時期も本人らしく生きていくことを、やはりこの条例で考えておかなければいけないんじゃないかなと思います。そこを想定しておかないと、この条例というのは何かいつでも書けるような、御本人は最後まで自分の意思を私の希望ファイルで書けますよというふうに考えていらっしゃるような感じが受けられたので。

○西田委員 今日の作業部会のお話の中でも、先生の御意見に対する部分が出てまして、やっぱり書くということは非常に大変なことですよね。ですから、コミュニケーションしながら、御本人が書くということでは限定しないで、聞いたことをどなたかが聞いてまとめていくとか、それからそういうプロセスがすごく大事であるということですね。だから、この今の文章に立ち返りますと、御本人がお一人で書かれるようなイメージが非常にありますけれども、そうではなく、そういうことに限定されないという意見が今日出ていたと思います。

○大熊委員長 この部分を、文書というよりもプロセスとか何かつけ加えたほうがいいような気がしますね。これは今、文章がここででき上がらないとダメなものでしょうか。

○永田委員 「これを繰り返し書き記す過程文書をいう。」と、この定義としては、文書というよりも過程重視の定義に既になっているんじゃないでしょうか。

○大熊委員長 「過程及びその文書をいう。」と。

○永田委員 あくまでもこれは私の希望ファイルという、どちらかというところ、ツールの説明を定義しているのであって、これをどう意思決定に生かしていくかというのは、またその私の希望ファイルを生かす仕組みとしての説明が要るわけで、ここは定義部分としてあくまでも私の希望ファイルというものの、そういう意思決定のことにきちんと、認知症が深まって十分自分の意見を出したりできない状態になってからも生かすためのものとしてとか、そういうものを加えていけばよりよいとは思いますが、あくまでもここは定義部分なので、先ほ

どおっしゃったことを含めて私の希望ファイルの生かし方という形で今後提案されていくんだと思います。

今の田中委員のお話は非常に重要で、大事なことは最初におっしゃった11条の意思決定の支援のところ、私の希望ファイルがあたかも目的化してしまわないように、私の希望ファイルというのはあくまでも手段とか道具であって、意思決定をしっかりと支援していくとか推進していくということをもう少し文の中心に置いて、その一環として私の希望ファイルを積極的に活用するという論旨にしたらいいかという提案だったと思います。そこは少し検討していただけるといいんじゃないかと思った点です。

○大熊委員長　ということだと田中先生も納得ですか。

○田中委員　この条文の骨子なので、本人らしく生きていくためにどうしたらいいか。本人らしく生きていくために、この条例をつくっていくわけなので、それをみんなが支えていこうという条例なのに、本人らしく生きるための意思をどうやって、その方の気持ちを酌まない限りは本人らしくは生きていけないので。その骨子がちょっと欠けているような気がします。やっぱりそこはどこかで入れていただけないかなと。

○大熊委員長　分かりました。今のところに足すことと、「書き記す過程及びその文書」という表現も、書けなくなったらという部分が欠けてしまうから、ちょっと手直しが必要かもしれません。

○田中委員　やっぱり定義というのは、こうであろうか、ああだろうかというふうにいろんな推測が入らないような説明をしなければいけないのであって、これだと書けなくなったら、そういう過程もほかの方が書くものも私の希望ファイルですよというなら、それもその定義の中に入れなきゃいけないだろうと思うんですね。これだとはっきりしませんよね。御本人が書いたようにしか読めないのです。

○大熊委員長　この辺の細かいニュアンスをもう一遍、知恵を集めて、このところをこういうふうにするのでどうでしょうかというのを持ち回りでするといようなことはどうでしょうか。

○佐久間介護予防・地域支援課長　今、永田先生のほうからもお話のあったとおり、御本人が書く、ここに書いてあるのは誰が書くというような形ではなくて、聴いたことを書くというところについても、先ほどの議論もありましたが、私の希望ファイルについては、お話を聴きながら本人が書けなければ、その聴いた人が書くということもありますので、その過程が私の希望のファイルというところも一部あると思っております。

○田中委員　今、書けなくなるとおっしゃいましたけれども、書けなくなっただけではなくてしゃべれなくなるときもあるんです。そのときは誰が私の希望

ファイルを書くのでしょうか。書けるか、しゃべれるかが前提に、この私の希望ファイルというのはあるような気がするんですよ。もっと先まであるんですよ。御本人はもっと先までちゃんと生きていらっしゃるんだから、生きていらっしゃる限りは御本人の意思を尊重してあげなきゃ。

○永田委員 今、別のことをおっしゃっているんじゃないくて、私の希望ファイルというのが本人が語れなくなったり、書けなくなったり、実は語れなくても意思は出せる人がいっぱいおられますよね。今、言葉が出なくてもボードで、どっちがいいか見て目で選んでもらうとか、認知症の人でも語れなくなっただけからの意思の表明法がすごく増えてきているので、そういうものも入れつつぎりぎりまでやっても、さらに意思がどうしても出しにくかったり、出しにくいというよりも、相当みんな苦勞していても、むしろまだキャッチする側の技術がない今の段階でもあると思うんですよ。

でも、そういうことも含めて、田中先生がおっしゃるのは意思決定支援をどれだけ今後区として、この理念として掲げている自分らしく希望を持って生きるために、意思決定支援をきちんと重視して問い続ける、それを追求し続ける的なこともきっちり明確にもっと入れたほうが良いということだと思っているので、それに関して一つの手段というか、ツールとして私の希望ファイルの定義をここに入れておくことについて、本人が意思決定を明確にできるとか、書けるとか、一般的によく誤解されるような元気な人だけが使うものという誤解がないような、より認知症が深まった人にも十分生かしていくような定義を少し工夫して入れていく。それを持ち回りで、ここでやっているとこれで多分9時過ぎると思うので、そこは大事だからこそ少し時間限定で、例えば2週間以内とか、区のほうと相談して早めにこの部分、皆さんの意見を入れて確定するというのでいいんじゃないでしょうか。

○大熊委員長 つまり、定義のところをもっと膨らませるとということと、意思決定の支援のところをちょっと書き加えるというその2点。先生もぜひ案を、いろいろみんなで工夫をさせていただこうと思います。

○永田委員 委員長、すみません。

○大熊委員長 はい、どうぞ。

○永田委員 どうしても大事なところ、今日冒頭で長谷川委員が提案して下さった評価委員会に本人という言葉をあえて出さないというふうに先ほどなって、それも非常に見識だと思うんですね。認知症の人というのをあえて出して区別するようなことにしないというのも大事だとは思いますが、今の現状で認知症の本人の参画という言葉を入れられない限り、この評価委員会に本人が入っているということを、この条例を読んだ区民が、あるいはお医者さんや関係者がどれほど理解できるかといったら、多くの人たちは本人が参画しての

評価委員会とは多分認識されないのではないかと思います。

この条例が世田谷区はもちろん、ほかの地域にも影響を与えてほしいと思いますし、参考までに厚労省が新オレンジプランから入れた認知症施策の立案、実施評価には本人が参画するという一文が新オレンジプランに文言として入ったことで、医療の質の評価やケアの評価やいろいろな面の評価に本人が参画するということが今、確実に具体化し始めています。本人の参画というのをきちんと、こういう条例に基づいた評価委員会に入るということは、区民の皆さんはもとより、専門職にも本人がきちんと参画しながら、実際やってみてどうだったか評価するんだというその動きが加速されるために、非常に重要な段階だと思いますので、委員長がおっしゃってくださったように、関係者のところはあえて本人を入れる必要はないですけれども、本人が委員として参画するというのは明確に盛り込んだほうが絶対にメリットがあるし、価値が高まると思います。

○大熊委員長 村中先生、どうぞ。

○村中委員 私も今の永田委員の御意見に賛成で、先ほど大熊委員長がおっしゃっていた本人を特別扱いしない考え方というのは本当に大事で、それは今の日本の全体の現状から言うと、多分3歩ぐらい先の見識で、そうなるということが望ましいのですが、今はどちらかということ、今お話があったように、ここに入っていないと、それがこの条文が独り歩きをしていったときに見えないんじゃないかなという心配が私にはありまして、特別扱いしないといっても、最初のほうからずっと読んでいくと、本人、家族と何回も出てきていて、ここだけ抜けてしまうというのは、もしかすると逆によろしくないのかなと思っています。ただ、ここの表現として審議のため必要があると認めたときはというのがちょっとお役所的で冷たい感じがするので、評価委員会は本人及びその家族や関係人の意見を聴きながら評価することの重要性に鑑みとか、そこが重要だから聞くんだというような形で、むしろ強化するような形で、これからそういう評価には御本人の意見が反映されることが必要なんだというような、それでも一歩も二歩も先んじた書きぶりになると思うんですが、そういうことがあったほうが私もいいのではないかなと思っています。

ただ、そのときに同じ人じゃないと駄目なのかというようなことではなくて、その辺の表現ぶりは法規に関わる担当部署の方や事務局の方たちと御相談していただけるといいのかなとは思いました。

○大熊委員長 多分永田委員がおっしゃったような参画というのは、むしろちゃんと文章の中に入れてしまう。時々お情けのように入れてあげますというのではなくて、中心にいなければという意味だったと思うので、ちょっとニュアンスが違うかなと思います。

○佐久間介護予防・地域支援課長 事務局から御説明してよろしいでしょうか。こちらの第16条、資料3の対照表の7ページの一番下ですけれども、「認知症施策の推進に関する体制」としまして「認知症施策の総合的推進」のところの第2項におきまして、「区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない」として、評価委員会と同じレベルで認知症の方、御本人及びその家族の意見を聴くというような形で規定はさせていただいております。

○長谷川委員 とにかく評価委員会の中に入りますよとだけ言えば、あとは流れるかなと。気になるような形で文言を入れるよりは、評価委員が「深い理解と識見を有する者」、そこのところの並列で入れてしまえば、あとはずっと流れるように思いますけれども。

○大熊委員長 直しも少なくなくて済みますね。

○長谷川委員 そのほうがいいかなと僕は思います。

○大熊委員長 これは特別に世田谷区が飛び抜けてというのではなくて、今や政府まで言っていることなので。

○長岡委員 それでは、私のほうから一言だけ申し上げます。先ほどいろいろ意見をいただきまして、今、長谷川先生の御指摘は、先ほどから言っているところですのでけれども、18条の3項のところの「評価委員会は」のくだりのところということですのでよろしいでしょうか。では、そこは表現を工夫させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大熊委員長 それでは、みんなで工夫して、よりよいものにして持ち回りで決定したいと思ひます。

では、ちょうど今話題になりました条例に基づく、世田谷区認知症とともに生きる希望計画の検討について、御説明をお願いします。

○佐久間介護予防・地域支援課長 それでは、資料5を御覧ください。

本条例の計画は、第16条に基づく計画とするとともに、区的主要な計画等と整合性を図りながら策定してまいります。

計画の期間につきましては、この後、計画内容とともに決定してまいりたいと思ひます。

計画の基本的な考え方は、案としまして第3条の基本理念を実現するために、区が取り組む認知症施策の具体的な内容を定めていくと考えております。

別紙を御覧ください。本日は条例の案文や認知症在宅生活サポートセンター構想の5つの機能を基として、3つの大項目と11の中項目に分けて整理し、小項目につきましては、現在行っております種々の行動計画としての各事業などを記載しております。

また、計画のスケジュールにつきましては、資料5の5に記載してあります

とおり、9月に骨子案、条例が施行されましたら、新しい条例に基づく評価委員会で11月頃に計画案を御検討いただき、その後、事務局で取りまとめ、3月には計画策定と今のところ考えております。

説明は以上でございます。

○大熊委員長 条例の計画というのは、希望計画のことでしょうか。希望計画と私の希望ファイルの検討が分かりづらくなっているような感じもするのですが。

○西田委員 希望計画と私の希望ファイルの検討というのは、部会で検討を行うということによかったのでしょうか。

○佐久間介護予防・地域支援課長 本来でしたらば、この条例の検討委員会で検討していただくところですがけれども、開催の頻度も難しいところがございますので、まずは、私の希望ファイルがどういうものなのかを決めていただくのと、希望計画につきましては、条例ができた後に新しい条例に基づく評価委員会のほうで、正式には御審議をいただくところでございますけれども、初めから新しい評価委員会での御審議というのが難しゅうございますので、今のこのメンバーの部会のほうで、項目出しまでは詰めていただきたいと事務局としては考えております。以上でございます。

○大熊委員長 ご納得いただけましたでしょうか。

○西田委員 はい。

○大熊委員長 それでは、村中委員、どうぞ。

○村中委員 3点ありまして、まず1点目は、中項目の認知症への理解の推進のところ、ここに「区民の認知症に対する理解の推進」とありますが、ここに「区民や事業者、関係機関」と入れて幅広くしておくのはどうかなと思ったのが1点です。

2点目は、一番下の行の⑪の地域のネットワークづくりのところに「医療・福祉」とありますが、条例は「医療・保健」と入っていますので、「医療・保健・福祉」と入れておいていただいたほうがより連携がスムーズになるのではないかと思います。

3点目ですがけれども、こちらは項目立てをどうするかというのを御検討いただければと思うのですが、推進体制と評価という項目を一つ設けていただいて、その中で、それは条例の18条にひもづけるような形なんですけれども、第4条でも、もちろん認知症施策を総合的に推進すると言っているのもので、その推進体制というのをどんなふうにするのかということで、区が分野横断的に行うことも含めて、ここで少し推進体制というのを検討して入れていただいて、そのときに評価のことも少し触れておかれると、全体としてこの希望計画というのが項目があってやることのあるのだけれども、そのための推進体制もしっかりや

りますよということが、人材育成等を含めてここに明確にされていると、よりよいのではないかなと思いました。

○大熊委員長 今の御意見についてどなたかコメントがございますでしょうか。

では、予定に従いまして、私の希望ファイルについての部会で先ほどまで話していたことについて、この私の希望ファイルの最初の発案者である西田委員から簡単に考え方みたいなものを言っていただき、それから永田委員が、このように（作業部会の意見を貼った模造紙）1時間半の話をまとめてくださったので、それを解説していただき、一緒に参加してくださっていた皆さんから補足していただきたいと思います。

○西田委員 それでは、私の希望ファイルの部会で出された意見について、できるだけ簡潔に報告をさせていただければと思います。

本日は、当事者の立場から藤原さんと〇〇さん、そしてパートナーの方々も御参加くださりまして、私の希望ファイルというものについてどのように考えて、どのように作業を進めていくかということについて協議いたしました。

まず、私の希望ファイルというのはまだイメージがはっきりしないところもあるので、どういうことを目的とするものなのかということについて協議を行いまして、基本的には意思決定支援につながるところが非常に大きいですが、認知症になる前から、仮に認知症になったとして、どのように希望を持って生活していきたいかということについて周囲の方とコミュニケーションして、できればそういうファイルを作っていくということですね。そういうものを区民が作る機会がきちんとあって、仮に認知症の診断を受けるということが来たときには、その希望ファイルをきちんと医療の方、またケアの方とも共有して、その実現に向けて協力していくということが一つの目標であると。認知症の方の状態が少し進んでいったときに、なかなかコミュニケーションが難しくなってきた場合には、私の希望ファイルというものを関わる人たちがしっかりと読んで、その人の理解を深めた上でケアやサポートを行うということ。そういう私の希望ファイルというものがずっと活用され続けていくような仕組みをしっかりとつくっていくことが大事ではないかということでもあります。

私の希望ファイルというのは、名前がファイルとついていますので、書式のようなイメージを持ちがちですが、先ほどもお話が出ましたが、やはりその人の希望なり思いや願い、生きる意欲といったことについてコミュニケーションをしっかりとる。その人の生きてきた歩みについてお話ししていただいたり、それを書きとめたりしていく中で、その人の生きる意欲の源というものを発見して、それをしっかりとサポートしていくということが重要ではないかという話が出ていました。

一方で、希望というのは非常に抽象的で、人によっては非常に大きな目標を掲げる方もいらっしゃるれば、一方で今の御自身なりのささやかな生活が守られることを希望されるという意味での希望もある。そういうお一人お一人の希望というものがきちんと表現されるような機会をしっかりとつくっていくことが大事だろうということです。書式の作成ではなくて、そういうコミュニケーションが成り立つような機会を、例えば認知症カフェであったりとか、様々な場面でつくっていくことが重要ではないかというようなお話だったかと思います。

条例、希望計画との兼ね合いでいくと、私の希望ファイルというものを当事者の方の御意見を踏まえながら作っていくというプロセスが非常に大事ですので、そうすると早急に何か原案をつくるというようなことではなくて、どういう機会がどういう形であると、そういうことが可能になってくるのかということや一定の時間検討し、そして場合によってはモデル事業なども行いながら、段階的に普及していくということがいいのではないかとということであったと思います。希望計画の中に私の希望ファイルプロジェクトというものを進めていく中長期計画みたいなものをしっかり書き込んで、それをしっかり評価委員会の中でも随時モニターしていただくということが適切ではないか。要するに、簡単に作って書式で終わりという形になると、一切使われないものがいろんな自治体で既にありますので、やっぱり真剣にその人の希望を実現していくんだという仕組みとセットでつくっていくことが大事じゃないか、そういう御意見が出たかと思います。

○大熊委員長 ありがとうございます。そうしたら、永田委員、お願いします。

○永田委員 永田です。作業部会で今日の皆さんの発言を聞きながら、一つ一つカードにしていったのをまとめて貼り出したのが正面になります。大きくは今日の皆さんの発言、そもそも狙いとかイメージの共有をがっちりしないと、10名前後の話し合いでもどうしてもぶれがちになる。今後、私の希望ファイルというものを生み出して使っていく上では、明確に目的とイメージが共有できるような示し方とか分かりやすい説明を今後しっかりしていく必要性というものがまず出されています。

そのほか、先ほどの田中先生のお話もありましたけれども、やはり意思決定の重要性と同時に、意思決定というのがいかにたやすくはできないことかということや、それを大事にして、同じように書くということも、単に渡されて書けるものではなくて、私は、どういうことを大切に今までも生きてきて、これからどうしたいのかということや、それを本人がしっかりと表明できるような、いきなり書くとかいうよりも、私はどうだっけということや、それを考えながら発信できるような場面を身近なところでつくり、そういう本人が語れて、それを聞く人がいて、その中で学び合いが起こったり、そういう場を通じてさらに本人が本当はこう生きたか

ったんだとか、話し合っている中で、あっ、もっとこういうことも言ってもいいんだみたいな発信力を高めるためにも、本当に住んでいる近く、世田谷の細かいエリアの中で話し合いながら、本人が意思表示をどんどんしていけるようになり、場合によってはそれから地域の人たちも学ぶ本当の意味での啓発の場になっていくような機会づくりも必要なのではないか。

私の希望ファイルを生み出して展開していくプロセスの中で、今後、希望計画の中にも、本人が語って一緒に話し合いながら、ファイルというのは育てていくものだというようなこと、そういうものをつくり出す大切さというものを計画の中で書き込んで、それを3年がかりぐらいで、いきなり全区、全体というよりも、まずは小さな可能そうなエリアから始めながら、それを順次広げていくというような計画的な推進みたいなことを計画に盛り込んでいくことが必要ではないかということが出されました。

あと同時に、もう1点非常に重要だったのは、今日参加してくださった藤原さんと〇〇さんが御自身の体験を通じて語ってくださいますして、今までもいろいろ考えたり語ってきたけれども、実現していないことが非常に多い。それがどれほどつらかったり、失望したりとか、もう伝えることが嫌になるとか、本当に本人の希望がかなってこなかった連続の経過が認知症発症後にあるというとても大事な話をされて、大事なのは語った後に実現を図る仕組みをどれだけきちんと連動させていくかということが話し合われました。

そういう面で、先ほどの地元で語り合いながら本人が希望を表出して、それを実現、かなえていくためのつながりをどれだけ増やしていけるかということもしっかりと構想に入れながら、私の希望ファイルを育てていく中でつながりが育つということが、いわゆるこの条例が目指している多様な人たちの参画、多様な人が参画して権利と希望が尊重された地域の実現というものの具現化をしていくプロセスが、この私の希望ファイルを作り、生かしていくプロセスではないか。条例が絵に描いた餅にならないためのプロセスの具体ツールとして、私の希望ファイルを生かしていくという仕組みを分かりやすく示して、一緒につくっていくことが必要じゃないかというのが出されたところでした。

最後にもう1点、長年をかけて世田谷区の中でも認知症ケアパスに組み込まれている覚書ですとか、あと社会福祉協議会さんのほうで冷蔵庫に貼っておく安心カードというのが作られていたり、もちろんお薬手帳があったりとか、本人や関係者が本人の大事なことを記す幾つかのツールが並行してある。特に最近では人生会議のACPとか、そういうものもあるわけですし、区民や関係者が見てまた別のものか。作業のためのまた面倒くさいツールが1個増えたみたいな誤解が生じたらもったいないので、この私の希望ファイルの展開の途中で、あるいは場合によっては計画のあたりでも、今ある類似のツールとの整理とか

機能分担というものもどこかで明示しながら、それぞれが連動して総合的に生かされていくもの、その中でも特に私の希望ファイルが全世代の市民が関心を持って生かしていく。その中で特にどの部分にほかのツールも連動してくるのかというような見取図を示せると、区民にとっても、ほかのいろいろなものを無駄なく総合的に生かしていけるのではないかという意見が出ました。

今日は委員会には御欠席になりましたけれども、作業部会に参加された遠矢委員から、私の希望ファイルとACPは本当に連動するものだと。今進んでいるACPの作業のところにも、今日の私の希望ファイルの検討も反映しながら、別物としてのせっかくの作られるものが区民から、ばらばらに逆に混乱と負担の材料にならないような統合の必要性みたいなことも御提案されていました。以上です。

○大熊委員長 ありがとうございます。予定の時間は来ているんですけども、まだ一言もお話を伺っていない方がおられますので、御意見がない方はなくてもよいんですけども、せっかく来てくださった長谷部さんのほうから、一言ずつお願いいたします。

○長谷部氏 今日せっかくここに集まっていたので、皆さんに一言ずつ御意見をいただきたいなと思って聞いておりました。

○大熊委員長 ありがとうございます。その次は藤原さんもお願いします。

○藤原氏 前回からもずっと思っていることなんです、自分自身が場違いな場所にいるんじゃないかなという気がするんですね。

○大熊委員長 そういうことはなくて、みんなうなずきながら聞いております。

○藤原氏 今日、最初の部会でお話を聞いたときに、やっぱり自分が思うことは発信していかないといけないということが、それが自分に返るだけではなく、皆さん、今いろいろと悩んだりしている方たちに返る、広げられるんだということを今日改めて思いました。

○大熊委員長 ありがとうございます。子どもさんたちと一緒に作っていくとか、いろいろなヒントを部会で話していただきました。

では、高橋委員。

○高橋委員 フェロー会の高橋でございます。今伺っております、実際にお三方はちゃんとはっきり発言なさる方ばかりでいらっしゃるんですけども、実際に発言がなかなかできない方もいらっしゃると思うんですが、そういう方に関してはどうに対応するのかなという思いでおります。

○大熊委員長 どなたか答えていただけますか。

○永田委員 今すごく過渡期で、おっしゃったように発言できない人、事実としてそう見える方がいるかもしれないけれども、多分発言できる、あるいは本人は何らかの意思や思いがあるということを前提に、本人たちとつき合おうと

いう意識をまずしっかり育てていきながら、あと、できないと思わずに、諦めないで本人は本当はどう思っているのかと言うチャンスとか、言葉で語らなくても一緒に過ごしながら、そういうものをキャッチするようなチャンスを本当に粘り強くつくっていく人をどう増やしていけるかのところが大事なのではないかな。

今、そういう実践を各地で広げておりますけれども、世田谷でもそういう試みをしていらっしゃる方もいると思いますけれども、本人が発信できないとか、決められない、言えないから周りが決めてしまえばいいということでは決してなくて、周りが決めるということが必要であることは、そういう場面があるのは間違いないけれども、決められるのは本人しかいない。本人のことは本人しか決められないんだという考え方とかを、どうこの条例を通じて広く伝えていけるかが今すごくこの条例の勝負どころではないかなと考えています。

○パートナーA 今のことにちょっと関係してなんですけれども、姉もアルツハイマーなんですけれども、亡くなった母もアルツハイマーだったので、母は最期は私たちのことも全く分からなかったし、物の食べ方も忘れて亡くなっていったんです。ただ、私は割とそばにいてずっと一緒に接していたということもあるし、それから先ほどの私の希望ファイルで、早い時期からその人の好きなことを書いていたり、話したりすることというのはやはりとても大事だと思ひまして、母もしゃべるのも、物が食べられないぐらいですから、自分の意思を伝えたりはできないんですけれども、でも、私はそばにいたので母の好きなこととか好きなものとか、好きな歌とかもかなり分かるので、それをやってあげたり、聞かせてあげたりすれば、やっぱり反応するんですよ。

なので、事前にそういうコミュニケーションを取るということは、多分どなたにとってもすごく大事なのかな。また、それを読むことによって、あっ、この人、こういう歌が好きなんだ。じゃ、これを今度テープで聴かせてあげようかなとか、何かそういうことをすることによって、その人の喜ぶ顔も覚えられるし、あっ、これは気に入っている顔なんだとか、楽しんでいるんだとか、そうやって吸収していくしかないのかな。できれば身近な人がいてくれれば一番分かりやすいけれども、みんながそれをするのは無理なので、先ほどからおっしゃっていた私の希望ファイルをもうちよっと広げて、うまく使っていくというのがいいんじゃないのかなと思いました。

○大熊委員長 ありがとうございます。

○高橋委員 ありがとうございます。ぜひ認知症カフェとか家族の会に御一緒においでくださいませ。

○パートナーA ありがとうございます。

○大熊委員長 では、金安委員お願いします。

○金安委員 社会福祉協議会の金安と申します。よろしくお願いたします。

先ほどの話に戻ってしまうかもしれませんが、意思決定支援ということ自分を改めて、学生時代も日々職場でも使う言葉なんですけれども、よくよく考えると、意思決定支援というのはソーシャルワーク的な発想なんです。意思が決まらない人をどういうふうに意思決定していただくのかというのを、ソーシャルワークですと、ナラティブアプローチとって本人が今まで生きてきた道すがらだったり、大切にしてきたことをいかにアプローチ、キャッチをして一緒に決めていくかということなんです。

この場合、考えてみますと、11条に関して言うと、やはり意思決定を支援するということももちろん大事ですけれども、当然意思を持っていて、それが発露できないということはどういうことかということ、もしかしたら、いわゆる近隣の方々と、今、〇〇さんがおっしゃられたのは私の母親の頃の、自分の母もアルツハイマーでしたので、すごくリアルに感じられたんですけれども、日頃から分かっていたら、ある程度の意思の類推ができて、例えば私の言葉で言うと、おふくろはたしかこうだったよなということは、こうなのかな、「それでいい？」と聞くと、「うん」とやったりするんですね。

そういうようなことが大事で、いわゆる専門職の支援も大変大事なんですけれども、いかに私の希望ファイルが書けたり、ものを語れたりしている段階から、あるいは事前から、地域の方々同士でという視点で、言うなればマンツーマンディフェンスという大げさですけれども、そんな関係づくりがもしかしたら大切なのかなと。そういった局面だったり、あとは集いの場であったり、自由に語れて自由に安心して過ごせる場をいかにつくっていくのか。そういったことの一つのツールとして多分私の希望ファイルがあって、あるいは新たな考え方に基づく方法論がまたあるかもしれない。そういった点で先ほどの11条に関しては、私の希望ファイルありきということだけではなくて、言うならば開発して先導するというような、これは私自身として考えているのは、区役所さんの責任だけではなくて、やはりそれこそ住民みんなでというのを高らかに歌い上げるようなことが11条の冒頭、前段というんでしょうか、あるといいのかなと思いました。

私の母も、私のことを最期は呼べなくなりましたけれども、とうとう何と呼んだかという「あなた」と呼んだんですね。つまり、親父のことを呼んだわけです。ああ、親父に会いたいんだなというようなことを思ったり、だけれども、結構けんかしていたよななんて思いながら、「結構けんかしていたのに会いたいのか？」と聞くと、「うん」とやるんですね。だから、そういうような関係性を持っている近隣の人たちがどんどん増えていくことが、もしかしたら大切な支援の一つなのかなというふうに感じました。

以上です。どうもありがとうございました。

○大熊委員長 ありがとうございます。では、中澤委員お願いします。

○中澤委員 私の希望ファイル、これはキーワードだと私は思っていて、キーワードだから変幻自在なんですね。いろんなところで使っていける。例えば認知症の方、〇〇さんに来ていただいて、私たちも一緒に行って何か話すことでどんどん広がっていく。人とのつながりが広がっていくというのが、この条例を広げていくことでもあるし、そういった意味で本当に私の希望ファイル、書いたものではありません。そうではなくて、みんなが考えていくというのが私の希望ファイルの積み上げだと思っているんですね。そういう意味では、それが条例がいいものになっていくことにつながっていくんじゃないかと思っています。ということで、いろんな計画も考えていかなきゃいけないと思うんですけども、キーワードをどれだけ広がっていけるかということだと思います。

○大熊委員長 それでは徳永委員、お願いいたします。

○徳永委員 介護事業者連絡会の代表で来ている徳永ですけれども、いろいろ皆さんのお話を伺っていてすごく参考になったなと思うんですが、あと一つ、私の希望ファイルに関しまして、先ほど中澤さんもおっしゃったんですけれども、ACPまたは一般的に割と浸透している言葉で言うとエンディングノートとかというところ、さっきほどの社会福祉協議会を出している私のノートというところとか、そことどういうふうな形でつながるのかというのが、認知症になったから私の希望ファイルじゃないんだよというところがちゃんと分かるようにしたいなと。私どもは、御病気になってお伺いして、そこからの関係性のスタートということもあるんですね。

ただ、皆さんがおっしゃってくださったように、それまでの人生の歴史があって、その上で成り立っているということがあるので、だから、認知症になったからスタートじゃないでしょうし、その辺が分かるような形が何か望ましいなと、今の皆さんのお話を聞いて私自身が思っていたところでもあります。

ただ、意思決定支援ということ言葉を言うと、私たち介護職が短い期間でどのように対応して、どのように御本人の思いをちゃんと汲み取れるようなスキルを持つかということ、それは生活の場面での支援を中心にしている介護職が何ができるかということも、私たち自身ももっと考えていかなければいけないなということも、この条文の中にそこまで明確に書いていないですけれども、感じ取ったので、もう少しそこがメッセージとしてあってもいいなと思ったところではあります。

○大熊委員長 ありがとうございます。それでは、新里委員にお願いいたします。

○新里委員 私は、最近、コロナで病棟と外来と本当に治療の雰囲気が一変し

まして、コロナというのは弱い方にしわ寄せがくるなど。今まで目指してきたなるべく地域に開いて、家族との距離を入院しても近くしてというのが全部否定されるというか、許可されないわけなので、ちょっと困っておりますけれども、また長く続きそうということで、どうするかなと思っていたりするんです。

今回、この会に参加させてもらいまして、もし世の中が認知症の方の気持ちを十分に分かるというか、共感できる方ばかりだとすれば、多分条例というのは要らないような気がするんですね。でも、やっぱりそうではないということで、一つは、この条例の目的というのはボトムアップというか、こういうことも分からないのというところをマニュアル的な面というか、そういう側面は、この文章の中に入れたいといけないというところもあるし、また、こういうところを目指して、こういうところに広がっていきたいというさらに高みを目指すようなところもあるし、そこの両立ということを成り立たせていく面があるんだなど。人ごとのようなことを言っていますけれども、そういうことを思いながら参加させてもらいました。いい条例ができるといいなと思って参加させていただきました。

○大熊委員長 ありがとうございます。では山口委員お願いします。

○山口委員 玉川医師会の山口です。私は今日、医師会の役員で来ているんですけども、自分自身はふだん、在宅療養支援診療所というのをやっています。多くの認知症の方に医療サービスを提供しています。実は正直に申しますと、例えばそうやって認知症の方と日々接している中ですごく感じるのは、どうしても認知症の方本人の意思とか希望よりも、事業者の思惑であったり、御家族の思惑というのが優先されているという怒りといいますか、不満を実は感じているのはあるんです。現実問題としてそういうことがある。もちろん、自分の意見が言える方はいいなと思うんですけども、そうでない方も非常に多くて、そういった方というのは、なかなか自分から発言するということが難しい場合もありますね。

要するに、どうすれば認知症の方の希望を守っていけるのかなというのが自分自身のテーマで、そういうものが例えばそれこそ今回の私の希望ファイルの中に、こういうものができれば、そういった認知症の方の希望が守られていけるといいなと非常に感じました。どうもありがとうございます。

○大熊委員長 最後になりましたが、太田委員はいかがでしょう。

○太田委員 世田谷区医師会の太田でございます。

私のほうからは大きく分けて2点ですけれども、認知症とともに生きる希望計画ということで、さっき村中先生がおっしゃったとおりに、ここは評価する機能がやっぱり必要だと思うんですね。というのは認知症在宅生活サポートセンター、見てのとおり①から⑩までの非常に多くの仕事をこなしていかなけれ

ばいけない。これが今のマンパワーで果たして、今でもかなり業務量が多くて疲弊していると聞いていますので、そこをどう行政としてサポートしていくのかという評価をしていかないと、これは潰れてしまいますので、そこはちゃんと評価する機能をやはりつくったほうがいいと思います。

あともう1点、私の希望ファイルがありますけれども、確かに世田谷区の場合、75歳以上の70%以上が高齢夫婦か独居か未婚のお子さんとは高齢の方ということ考えると、意思決定という時点で本人が意思決定できなくなった場合に、それを引き継ぐ方が少ないという現実があります。その中で多くが施設に入っていったりすると、なおさら意思決定を継続するための流れがなくなってしまう。その流れをどういうふうにつくるかというところ、ここは一つの私の希望ファイル、こういうものをうまく使いながら、人から人にその思いを伝えるようなシステムというのはいよいよ必要ですし、今言った介護職を踏まえた私たちは、そういうことを頭に入れながらやっていかないといけないというような啓発系もやっていかないといけないと思っています。以上です。

○大熊委員長 ありがとうございます。次に、シンポジウムのことについてお願いします。

○佐久間介護予防・地域支援課長 では、事務局から、本日お配りしました資料7でございます。

委員の皆様にはメールで御報告させていただいておりましたが、4月25日に実はシンポジウムを予定しましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっております。延期後の日程につきましては、概要をこちらに載せております。

日程は、令和2年10月24日土曜日もしくは10月25日日曜日の午後に予定しております。

会場につきましては、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の研修室、今回、松原にできました認知症在宅生活サポートセンターのある施設でございます。

内容につきましては、条例制定の趣旨の説明と学識経験者や認知症の御本人等を行うパネルディスカッションを今のところ考えております。詳細が決まりましたら、また改めて御報告させていただきます。以上でございます。

○大熊委員長 ありがとうございます。保坂区長さんもせっかくですので、何か一言お願いします。

○保坂区長 たくさんの重要な指摘、御意見ありがとうございます。

こうしてやがてまとまろうという中で、繰り返しスタートラインで語られたことももう一度出てきたなと思います。こういったコロナという世界中があまり体験したことのない状況が、そろそろ半年近く続いているわけで、あとしばらくは続くだろうという中で、多分この条例もでき上がっていく。最初は気づ

かない人も多いかと思うんですが、しっかりとしたものであれば、必ず表に出てきて、それぞれの暮らしの現場とか医療の現場、あるいは福祉の現場に大きな存在になるんじゃないかなという期待を抱かせていただきました。ありがとうございました。

○大熊委員長 言い加えですけれども、幾つか素案をもうちょっとよくしたいという御意見が出ましたので、それぞれにメールで佐久間さんのところに送っていただいて、それを期限を切って、一番いい修正の仕方を考えていったらいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐久間介護予防・地域支援課長 これから10月施行となりますと、できれば今週中に御意見をいただきまして、それを至急取りまとめて皆さんのほうにお返しするような形で調整をさせていただきたいと思います。

○大熊委員長 よろしく願いいたします。

○佐久間介護予防・地域支援課長 それでは、皆様、御審議ありがとうございました。

では、本日はこちらで終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後 8 時48分閉会